

磐越自動車道
谷花橋支承取替工事

交付図書 正誤表

令和6年6月

東日本高速道路株式会社 新潟支社
新潟管理事務所

正誤表(1)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正																																																																																			
特記仕様書	<p>(2) 規制関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路及び位置</th> <th>管理者名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐越自動車道 津川 I C～三川 I C</td> <td>新潟県警察本部交通部 高速道路交通警察隊</td> <td>交通規制</td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>阿賀町</td> <td>交通規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。</p> <p>(3) 河川・水路関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>河川・水路名</th> <th>管理者等名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>谷花橋 (上下線 A 1～P 3間)</td> <td>阿賀野川</td> <td>・新潟県 ・阿賀野川漁業協同組合 ・さけ・ます増殖施設 阿賀野川漁業協同組合連合会</td> <td>一級河川</td> </tr> <tr> <td>谷花橋 173.5 KP</td> <td>河川</td> <td>阿賀町</td> <td>普通河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 電力、通信施設関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>路線・施設名</th> <th>管理者名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐越自動車道 (全工事範囲)</td> <td>光通信ケーブル メタル通信・電源ケーブル</td> <td>NEXCO東日本</td> <td>埋設、添架</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>NEXCO東日本</td> <td>埋設、添架</td> </tr> </tbody> </table> <p>電力・通信施設関係については、貸与資料を確認のうえ詳細な現地調査を実施し、施設構造物等の位置確認後に施工を行うものとする。また、上表に示す管理者との協議資料の作成を発注者が指示した場合は従わなければならない。</p> <p>上記表中の「NEXCO東日本」とは、東日本高速道路株式会社の通称であり、本項以降においても「NEXCO東日本」と表記する。</p> <p>(5) その他</p> <p>受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。</p> <p>6. 作業日・作業期間及び作業時間に関する事項</p> <p>6-1 作業抑制期間</p> <p>共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>なお、記載している期間は現時点での予定であり、変更が生じる場合及び詳細な期間は別途監督員から指示するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間(予定)</th> <th>区間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約期間内における4月下旬～5月上旬 (ゴールデンウィーク)</td> <td>全工事区間</td> <td>高速道路の交通規制を伴う工事 なお、特記仕様書6-5 交通規制に示す時期は除く</td> </tr> <tr> <td>契約期間内における8月上旬～8月下旬 (夏季混雑期)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 規制関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路及び位置</th> <th>管理者名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐越自動車道 津川 I C～三川 I C</td> <td>新潟県警察本部交通部 高速道路交通警察隊</td> <td>交通規制</td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>阿賀町</td> <td>交通規制</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。</p> <p>(3) 河川・水路関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>河川・水路名</th> <th>管理者等名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>谷花橋 (上下線 A 1～P 3間)</td> <td>阿賀野川</td> <td>・新潟県 ・阿賀野川漁業協同組合 ・さけ・ます増殖施設 阿賀野川漁業協同組合連合会</td> <td>一級河川</td> </tr> <tr> <td>谷花橋 173.5 KP</td> <td>河川</td> <td>阿賀町</td> <td>普通河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 電力、通信施設関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>路線・施設名</th> <th>管理者名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>磐越自動車道 (全工事範囲)</td> <td>光通信ケーブル メタル通信・電源ケーブル</td> <td>NEXCO東日本</td> <td>埋設、添架</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>NEXCO東日本</td> <td>埋設、添架</td> </tr> </tbody> </table> <p>電力・通信施設関係については、貸与資料を確認のうえ詳細な現地調査を実施し、施設構造物等の位置確認後に施工を行うものとする。また、上表に示す管理者との協議資料の作成を発注者が指示した場合は従わなければならない。</p> <p>上記表中の「NEXCO東日本」とは、東日本高速道路株式会社の通称であり、本項以降においても「NEXCO東日本」と表記する。</p> <p>(5) その他</p> <p>受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。</p> <p>6. 作業日・作業期間及び作業時間に関する事項</p> <p>6-1 作業抑制期間</p> <p>共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は原則として、高速道路上の交通規制を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>なお、記載している期間は現時点での予定であり、変更が生じる場合及び詳細な期間は別途監督員から指示するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間(予定)</th> <th>区間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約期間内における4月下旬～5月上旬 (ゴールデンウィーク)</td> <td>全工事区間</td> <td>高速道路の交通規制を伴う工事 なお、特記仕様書6-4 交通規制に示す時期は除く</td> </tr> <tr> <td>契約期間内における8月上旬～8月下旬 (夏季混雑期)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道路及び位置	管理者名	摘要	磐越自動車道 津川 I C～三川 I C	新潟県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制	町道	阿賀町	交通規制	位置	河川・水路名	管理者等名	摘要	谷花橋 (上下線 A 1～P 3間)	阿賀野川	・新潟県 ・阿賀野川漁業協同組合 ・さけ・ます増殖施設 阿賀野川漁業協同組合連合会	一級河川	谷花橋 173.5 KP	河川	阿賀町	普通河川	位置	路線・施設名	管理者名	摘要	磐越自動車道 (全工事範囲)	光通信ケーブル メタル通信・電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設、添架			NEXCO東日本	埋設、添架	期間(予定)	区間	摘要	契約期間内における4月下旬～5月上旬 (ゴールデンウィーク)	全工事区間	高速道路の交通規制を伴う工事 なお、特記仕様書6-5 交通規制に示す時期は除く	契約期間内における8月上旬～8月下旬 (夏季混雑期)			道路及び位置	管理者名	摘要	磐越自動車道 津川 I C～三川 I C	新潟県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制	町道	阿賀町	交通規制	位置	河川・水路名	管理者等名	摘要	谷花橋 (上下線 A 1～P 3間)	阿賀野川	・新潟県 ・阿賀野川漁業協同組合 ・さけ・ます増殖施設 阿賀野川漁業協同組合連合会	一級河川	谷花橋 173.5 KP	河川	阿賀町	普通河川	位置	路線・施設名	管理者名	摘要	磐越自動車道 (全工事範囲)	光通信ケーブル メタル通信・電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設、添架			NEXCO東日本	埋設、添架	期間(予定)	区間	摘要	契約期間内における4月下旬～5月上旬 (ゴールデンウィーク)	全工事区間	高速道路の交通規制を伴う工事 なお、特記仕様書6-4 交通規制に示す時期は除く	契約期間内における8月上旬～8月下旬 (夏季混雑期)		
道路及び位置	管理者名	摘要																																																																																			
磐越自動車道 津川 I C～三川 I C	新潟県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制																																																																																			
町道	阿賀町	交通規制																																																																																			
位置	河川・水路名	管理者等名	摘要																																																																																		
谷花橋 (上下線 A 1～P 3間)	阿賀野川	・新潟県 ・阿賀野川漁業協同組合 ・さけ・ます増殖施設 阿賀野川漁業協同組合連合会	一級河川																																																																																		
谷花橋 173.5 KP	河川	阿賀町	普通河川																																																																																		
位置	路線・施設名	管理者名	摘要																																																																																		
磐越自動車道 (全工事範囲)	光通信ケーブル メタル通信・電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設、添架																																																																																		
		NEXCO東日本	埋設、添架																																																																																		
期間(予定)	区間	摘要																																																																																			
契約期間内における4月下旬～5月上旬 (ゴールデンウィーク)	全工事区間	高速道路の交通規制を伴う工事 なお、特記仕様書6-5 交通規制に示す時期は除く																																																																																			
契約期間内における8月上旬～8月下旬 (夏季混雑期)																																																																																					
道路及び位置	管理者名	摘要																																																																																			
磐越自動車道 津川 I C～三川 I C	新潟県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制																																																																																			
町道	阿賀町	交通規制																																																																																			
位置	河川・水路名	管理者等名	摘要																																																																																		
谷花橋 (上下線 A 1～P 3間)	阿賀野川	・新潟県 ・阿賀野川漁業協同組合 ・さけ・ます増殖施設 阿賀野川漁業協同組合連合会	一級河川																																																																																		
谷花橋 173.5 KP	河川	阿賀町	普通河川																																																																																		
位置	路線・施設名	管理者名	摘要																																																																																		
磐越自動車道 (全工事範囲)	光通信ケーブル メタル通信・電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設、添架																																																																																		
		NEXCO東日本	埋設、添架																																																																																		
期間(予定)	区間	摘要																																																																																			
契約期間内における4月下旬～5月上旬 (ゴールデンウィーク)	全工事区間	高速道路の交通規制を伴う工事 なお、特記仕様書6-4 交通規制に示す時期は除く																																																																																			
契約期間内における8月上旬～8月下旬 (夏季混雑期)																																																																																					

正誤表(2)

工事名) 磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正																																																	
特記仕様書	<p>期間 (予定) 区間 摘要 契約期間内における 1 月 15 日～翌年 4 月 15 日 全工事区間 高速道路の交通規制を伴う工事 なお、特記仕様書 6-5 「交通規制」に示す時期は除く</p> <p>6-2 作業時間 受注者は、原則として 6 時～20 時以外の時間に作業を行ってはならない。 昼夜間連続規制であるものについても、昼間作業を行うことを基本とする。 やむを得ず作業を行う必要がある場合、受注者は理由を付した夜間作業確認願を書面にて監督員に提出し、その確認を得なければならない。監督員は提出された夜間作業確認願の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。</p> <p>6-3 河川内工事における施工時期 一級河川 阿賀野川内における施工については、下記期間中に行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>橋脚名</th> <th>作業内容</th> <th>期間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>谷花橋 P 1 橋脚</td> <td>工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強</td> <td>令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日</td> <td>非出水期</td> </tr> <tr> <td>谷花橋 P 2 橋脚</td> <td>工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強</td> <td>令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日</td> <td>非出水期</td> </tr> </tbody> </table> <p>6-4 交通規制 下表に示す項目の施工において、下表に示す通り対面通行規制を予定している。なお、下表の内容は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>施工箇所</th> <th>上下区分</th> <th>施工区間</th> <th>時期</th> <th>交通規制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物掘削 (特殊部 A) コンクリート (A 1-3、A 1-4) 型わく (A、C) 鉄筋 (A、C) 伸縮装置取替 支承取替 (B) プレキャスト踏掛版工 構造物取壊し工 (コンクリート取壊し B・C) 本線舗装撤去復旧工 支承取替 (F) 落橋防止システム (上揚力抵抗装置 C・D、変位制限装置 B)</td> <td>A 1 橋台 P 2 橋脚</td> <td>下り線</td> <td>磐越自動車道 172.6 K P ～ 174.3 K P</td> <td>令和 8 年 4 月 16 日 ～ 令和 8 年 11 月 14 日</td> <td>上り線 対面 通行 規制</td> </tr> </tbody> </table>	橋脚名	作業内容	期間	摘要	谷花橋 P 1 橋脚	工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強	令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日	非出水期	谷花橋 P 2 橋脚	工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強	令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日	非出水期	単価表の項目	施工箇所	上下区分	施工区間	時期	交通規制	構造物掘削 (特殊部 A) コンクリート (A 1-3、A 1-4) 型わく (A、C) 鉄筋 (A、C) 伸縮装置取替 支承取替 (B) プレキャスト踏掛版工 構造物取壊し工 (コンクリート取壊し B・C) 本線舗装撤去復旧工 支承取替 (F) 落橋防止システム (上揚力抵抗装置 C・D、変位制限装置 B)	A 1 橋台 P 2 橋脚	下り線	磐越自動車道 172.6 K P ～ 174.3 K P	令和 8 年 4 月 16 日 ～ 令和 8 年 11 月 14 日	上り線 対面 通行 規制	<p>期間 (予定) 区間 摘要 契約期間内における 1 月 15 日～翌年 4 月 15 日 全工事区間 高速道路の交通規制を伴う工事 なお、特記仕様書 6-4 「交通規制」に示す時期は除く</p> <p>6-2 作業時間 受注者は、原則として 6 時～20 時以外の時間に作業を行ってはならない。 昼夜間連続規制であるものについても、昼間作業を行うことを基本とする。 やむを得ず作業を行う必要がある場合、受注者は理由を付した夜間作業確認願を書面にて監督員に提出し、その確認を得なければならない。監督員は提出された夜間作業確認願の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。</p> <p>6-3 河川内工事における施工時期 一級河川 阿賀野川内における施工については、下記期間中に行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>橋脚名</th> <th>作業内容</th> <th>期間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>谷花橋 P 1 橋脚</td> <td>工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強</td> <td>令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日</td> <td>非出水期</td> </tr> <tr> <td>谷花橋 P 2 橋脚</td> <td>工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強</td> <td>令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日</td> <td>非出水期</td> </tr> </tbody> </table> <p>6-4 交通規制 下表に示す項目の施工において、下表に示す通り対面通行規制を予定している。なお、下表の内容は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>施工箇所</th> <th>上下区分</th> <th>施工区間</th> <th>時期</th> <th>交通規制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物掘削 (特殊部 A) コンクリート (A 1-3、A 1-4) 型わく (A、C) 鉄筋 (A、C) 伸縮装置取替 支承取替 (B) プレキャスト踏掛版工 構造物取壊し工 (コンクリート取壊し B・C) 本線舗装撤去復旧工 支承取替 (F) 落橋防止システム (上揚力抵抗装置 C・D、変位制限装置 B)</td> <td>A 1 橋台 P 2 橋脚</td> <td>下り線</td> <td>磐越自動車道 172.6 K P ～ 174.3 K P</td> <td>令和 8 年 4 月 16 日 ～ 令和 8 年 11 月 14 日</td> <td>上り線 対面 通行 規制</td> </tr> </tbody> </table>	橋脚名	作業内容	期間	摘要	谷花橋 P 1 橋脚	工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強	令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日	非出水期	谷花橋 P 2 橋脚	工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強	令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日	非出水期	単価表の項目	施工箇所	上下区分	施工区間	時期	交通規制	構造物掘削 (特殊部 A) コンクリート (A 1-3、A 1-4) 型わく (A、C) 鉄筋 (A、C) 伸縮装置取替 支承取替 (B) プレキャスト踏掛版工 構造物取壊し工 (コンクリート取壊し B・C) 本線舗装撤去復旧工 支承取替 (F) 落橋防止システム (上揚力抵抗装置 C・D、変位制限装置 B)	A 1 橋台 P 2 橋脚	下り線	磐越自動車道 172.6 K P ～ 174.3 K P	令和 8 年 4 月 16 日 ～ 令和 8 年 11 月 14 日	上り線 対面 通行 規制	6
橋脚名	作業内容	期間	摘要																																																
谷花橋 P 1 橋脚	工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強	令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日	非出水期																																																
谷花橋 P 2 橋脚	工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強	令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日	非出水期																																																
単価表の項目	施工箇所	上下区分	施工区間	時期	交通規制																																														
構造物掘削 (特殊部 A) コンクリート (A 1-3、A 1-4) 型わく (A、C) 鉄筋 (A、C) 伸縮装置取替 支承取替 (B) プレキャスト踏掛版工 構造物取壊し工 (コンクリート取壊し B・C) 本線舗装撤去復旧工 支承取替 (F) 落橋防止システム (上揚力抵抗装置 C・D、変位制限装置 B)	A 1 橋台 P 2 橋脚	下り線	磐越自動車道 172.6 K P ～ 174.3 K P	令和 8 年 4 月 16 日 ～ 令和 8 年 11 月 14 日	上り線 対面 通行 規制																																														
橋脚名	作業内容	期間	摘要																																																
谷花橋 P 1 橋脚	工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強	令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日	非出水期																																																
谷花橋 P 2 橋脚	工事用道路整備 河床掘削・埋戻し 構造物掘削 RC 卷立て補強	令和 7 年度以降における 10 月 1 日～ 翌年 6 月 14 日	非出水期																																																
単価表の項目	施工箇所	上下区分	施工区間	時期	交通規制																																														
構造物掘削 (特殊部 A) コンクリート (A 1-3、A 1-4) 型わく (A、C) 鉄筋 (A、C) 伸縮装置取替 支承取替 (B) プレキャスト踏掛版工 構造物取壊し工 (コンクリート取壊し B・C) 本線舗装撤去復旧工 支承取替 (F) 落橋防止システム (上揚力抵抗装置 C・D、変位制限装置 B)	A 1 橋台 P 2 橋脚	下り線	磐越自動車道 172.6 K P ～ 174.3 K P	令和 8 年 4 月 16 日 ～ 令和 8 年 11 月 14 日	上り線 対面 通行 規制																																														

正誤表(3)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正																																																																																																																																																																													
特記仕様書	<p>2) 準備工・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高(%)を記入する。</p> <p>3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。</p> <p>4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表の項目</th> <th>単価表の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物掘削(普通部、特殊部B)、コンクリート(A1-5)、型わく(TH)、鉄筋(T1)、耐震補強用コンクリート表面処理工、アラミド繊維巻立て下地処理工、アラミド繊維巻立て工、アラミド繊維巻立て表面仕上工、中間貫通鋼材工、</td> <td>橋脚耐震補強工</td> </tr> <tr> <td>縁端拡幅工B、落橋防止構造、落橋防止システム、桁端部改良工、既設主桁マンホール設置工</td> <td>落橋防止システム</td> </tr> <tr> <td>支承取替工</td> <td>支承取替工、構造物等取壊し工(A)</td> </tr> <tr> <td>構造物改良工</td> <td>構造物掘削(特殊部A)、コンクリート(A1-3、A1-4)、型わく(A、C)、鉄筋(A、C)、構造物等取壊し工(B、C)、プレキャスト踏掛版工、伸縮装置取替、本線舗装撤去復旧工</td> </tr> <tr> <td>交通規制工</td> <td>交通保安要員</td> </tr> <tr> <td>雑工</td> <td>排水装置、検査路、立入防止柵撤去設置工、撤去復旧工、撤去工、工事用道路整備工</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書1-19-2「履行報告」に規定する履行報告(様式-4) 履行報告は、上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。</p> <p>1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。</p> <p>2) 計画出来高累計曲線に、当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。</p> <p>1.1. 工事用道路に関する事項</p> <p>1.1.1. 工事用道路の指定 共通仕様書1-22-1の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図(その2)」に示すとおりとし、その路線名、区間、幅員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>片側車線 幅員(m)</th> <th>延長 (km)</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>使用開始 時期(予定)</th> <th>施工者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国道49号</td> <td>3.5</td> <td>約8.2</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>県道587号 三川インター線</td> <td>3.5</td> <td>約1.7</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>県道17号 主要地方 道 新潟村松三川線</td> <td>3.75</td> <td>約1.9</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工事用道路 A</td> <td>4.0</td> <td>約0.5</td> <td>砂利</td> <td>有償</td> <td>令和7年4月1日</td> <td>受注者</td> <td>仮設</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>工事用道路 B (坂路)</td> <td>5.5</td> <td>約0.08</td> <td>土砂</td> <td>無償</td> <td>令和7年4月1日</td> <td>受注者</td> <td>仮設</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>工事用道路 C (町道)</td> <td>3.0</td> <td>約0.6</td> <td>土砂</td> <td>無償</td> <td>令和7年4月1日</td> <td>受注者</td> <td>仮設</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>磐越自動車道</td> <td>3.5</td> <td>212.7</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> </tbody> </table>	工程表の項目	単価表の項目	構造物掘削(普通部、特殊部B)、コンクリート(A1-5)、型わく(TH)、鉄筋(T1)、耐震補強用コンクリート表面処理工、アラミド繊維巻立て下地処理工、アラミド繊維巻立て工、アラミド繊維巻立て表面仕上工、中間貫通鋼材工、	橋脚耐震補強工	縁端拡幅工B、落橋防止構造、落橋防止システム、桁端部改良工、既設主桁マンホール設置工	落橋防止システム	支承取替工	支承取替工、構造物等取壊し工(A)	構造物改良工	構造物掘削(特殊部A)、コンクリート(A1-3、A1-4)、型わく(A、C)、鉄筋(A、C)、構造物等取壊し工(B、C)、プレキャスト踏掛版工、伸縮装置取替、本線舗装撤去復旧工	交通規制工	交通保安要員	雑工	排水装置、検査路、立入防止柵撤去設置工、撤去復旧工、撤去工、工事用道路整備工	番号	路線名又は場所	片側車線 幅員(m)	延長 (km)	路面	用地	使用開始 時期(予定)	施工者	備考	1	国道49号	3.5	約8.2	舗装	無償	—	—	既設	2	県道587号 三川インター線	3.5	約1.7	舗装	無償	—	—	既設	3	県道17号 主要地方 道 新潟村松三川線	3.75	約1.9	舗装	無償	—	—	既設	4	工事用道路 A	4.0	約0.5	砂利	有償	令和7年4月1日	受注者	仮設	5	工事用道路 B (坂路)	5.5	約0.08	土砂	無償	令和7年4月1日	受注者	仮設	6	工事用道路 C (町道)	3.0	約0.6	土砂	無償	令和7年4月1日	受注者	仮設	7	磐越自動車道	3.5	212.7	舗装	無償	—	—	既設	<p>2) 準備工・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高(%)を記入する。</p> <p>3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。</p> <p>4) 工程表に示す項目は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表の項目</th> <th>単価表の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物掘削(普通部、特殊部B)、コンクリート(A1-5)、型わく(TH)、鉄筋(T1)、耐震補強用コンクリート表面処理工、アラミド繊維巻立て下地処理工、アラミド繊維巻立て工、アラミド繊維巻立て表面仕上工、中間貫通鋼材工、</td> <td>橋脚耐震補強工</td> </tr> <tr> <td>縁端拡幅工B、落橋防止構造、落橋防止システム、桁端部改良工、既設主桁マンホール設置工</td> <td>落橋防止システム</td> </tr> <tr> <td>支承取替工</td> <td>支承取替工、構造物等取壊し工(A)</td> </tr> <tr> <td>構造物改良工</td> <td>構造物掘削(特殊部A)、コンクリート(A1-3、A1-4)、型わく(A、C)、鉄筋(A、C)、構造物等取壊し工(B、C)、プレキャスト踏掛版工、伸縮装置取替、本線舗装撤去復旧工</td> </tr> <tr> <td>交通規制工</td> <td>交通保安要員</td> </tr> <tr> <td>雑工</td> <td>排水装置、検査路、立入防止柵撤去設置工、撤去復旧工、撤去工、工事用道路整備工</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書1-19-2「履行報告」に規定する履行報告(様式-4) 履行報告は、上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。</p> <p>1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を()で記入する。</p> <p>2) 計画出来高累計曲線に、当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。</p> <p>1.1. 工事用道路に関する事項</p> <p>1.1.1. 工事用道路の指定 共通仕様書1-22-1の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図(その2)」に示すとおりとし、その路線名、区間、幅員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>片側車線 幅員(m)</th> <th>延長 (km)</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>使用開始 時期(予定)</th> <th>施工者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国道49号</td> <td>3.5</td> <td>約8.2</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>県道587号 三川インター線</td> <td>3.5</td> <td>約1.7</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>県道17号 主要地方 道 新潟村松三川線</td> <td>3.75</td> <td>約1.9</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工事用道路 A</td> <td>4.0</td> <td>約0.5</td> <td>砂利</td> <td>無償</td> <td>令和7年4月1日</td> <td>受注者</td> <td>仮設</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>工事用道路 B (坂路)</td> <td>5.5</td> <td>約0.08</td> <td>土砂</td> <td>無償</td> <td>令和7年4月1日</td> <td>受注者</td> <td>仮設</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>工事用道路 C (町道)</td> <td>3.0</td> <td>約0.6</td> <td>土砂</td> <td>無償</td> <td>令和7年4月1日</td> <td>受注者</td> <td>仮設</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>磐越自動車道</td> <td>3.5</td> <td>212.7</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> </tbody> </table>	工程表の項目	単価表の項目	構造物掘削(普通部、特殊部B)、コンクリート(A1-5)、型わく(TH)、鉄筋(T1)、耐震補強用コンクリート表面処理工、アラミド繊維巻立て下地処理工、アラミド繊維巻立て工、アラミド繊維巻立て表面仕上工、中間貫通鋼材工、	橋脚耐震補強工	縁端拡幅工B、落橋防止構造、落橋防止システム、桁端部改良工、既設主桁マンホール設置工	落橋防止システム	支承取替工	支承取替工、構造物等取壊し工(A)	構造物改良工	構造物掘削(特殊部A)、コンクリート(A1-3、A1-4)、型わく(A、C)、鉄筋(A、C)、構造物等取壊し工(B、C)、プレキャスト踏掛版工、伸縮装置取替、本線舗装撤去復旧工	交通規制工	交通保安要員	雑工	排水装置、検査路、立入防止柵撤去設置工、撤去復旧工、撤去工、工事用道路整備工	番号	路線名又は場所	片側車線 幅員(m)	延長 (km)	路面	用地	使用開始 時期(予定)	施工者	備考	1	国道49号	3.5	約8.2	舗装	無償	—	—	既設	2	県道587号 三川インター線	3.5	約1.7	舗装	無償	—	—	既設	3	県道17号 主要地方 道 新潟村松三川線	3.75	約1.9	舗装	無償	—	—	既設	4	工事用道路 A	4.0	約0.5	砂利	無償	令和7年4月1日	受注者	仮設	5	工事用道路 B (坂路)	5.5	約0.08	土砂	無償	令和7年4月1日	受注者	仮設	6	工事用道路 C (町道)	3.0	約0.6	土砂	無償	令和7年4月1日	受注者	仮設	7	磐越自動車道	3.5	212.7	舗装	無償	—	—	既設	<p>10</p> <p>10</p>
工程表の項目	単価表の項目																																																																																																																																																																														
構造物掘削(普通部、特殊部B)、コンクリート(A1-5)、型わく(TH)、鉄筋(T1)、耐震補強用コンクリート表面処理工、アラミド繊維巻立て下地処理工、アラミド繊維巻立て工、アラミド繊維巻立て表面仕上工、中間貫通鋼材工、	橋脚耐震補強工																																																																																																																																																																														
縁端拡幅工B、落橋防止構造、落橋防止システム、桁端部改良工、既設主桁マンホール設置工	落橋防止システム																																																																																																																																																																														
支承取替工	支承取替工、構造物等取壊し工(A)																																																																																																																																																																														
構造物改良工	構造物掘削(特殊部A)、コンクリート(A1-3、A1-4)、型わく(A、C)、鉄筋(A、C)、構造物等取壊し工(B、C)、プレキャスト踏掛版工、伸縮装置取替、本線舗装撤去復旧工																																																																																																																																																																														
交通規制工	交通保安要員																																																																																																																																																																														
雑工	排水装置、検査路、立入防止柵撤去設置工、撤去復旧工、撤去工、工事用道路整備工																																																																																																																																																																														
番号	路線名又は場所	片側車線 幅員(m)	延長 (km)	路面	用地	使用開始 時期(予定)	施工者	備考																																																																																																																																																																							
1	国道49号	3.5	約8.2	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																							
2	県道587号 三川インター線	3.5	約1.7	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																							
3	県道17号 主要地方 道 新潟村松三川線	3.75	約1.9	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																							
4	工事用道路 A	4.0	約0.5	砂利	有償	令和7年4月1日	受注者	仮設																																																																																																																																																																							
5	工事用道路 B (坂路)	5.5	約0.08	土砂	無償	令和7年4月1日	受注者	仮設																																																																																																																																																																							
6	工事用道路 C (町道)	3.0	約0.6	土砂	無償	令和7年4月1日	受注者	仮設																																																																																																																																																																							
7	磐越自動車道	3.5	212.7	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																							
工程表の項目	単価表の項目																																																																																																																																																																														
構造物掘削(普通部、特殊部B)、コンクリート(A1-5)、型わく(TH)、鉄筋(T1)、耐震補強用コンクリート表面処理工、アラミド繊維巻立て下地処理工、アラミド繊維巻立て工、アラミド繊維巻立て表面仕上工、中間貫通鋼材工、	橋脚耐震補強工																																																																																																																																																																														
縁端拡幅工B、落橋防止構造、落橋防止システム、桁端部改良工、既設主桁マンホール設置工	落橋防止システム																																																																																																																																																																														
支承取替工	支承取替工、構造物等取壊し工(A)																																																																																																																																																																														
構造物改良工	構造物掘削(特殊部A)、コンクリート(A1-3、A1-4)、型わく(A、C)、鉄筋(A、C)、構造物等取壊し工(B、C)、プレキャスト踏掛版工、伸縮装置取替、本線舗装撤去復旧工																																																																																																																																																																														
交通規制工	交通保安要員																																																																																																																																																																														
雑工	排水装置、検査路、立入防止柵撤去設置工、撤去復旧工、撤去工、工事用道路整備工																																																																																																																																																																														
番号	路線名又は場所	片側車線 幅員(m)	延長 (km)	路面	用地	使用開始 時期(予定)	施工者	備考																																																																																																																																																																							
1	国道49号	3.5	約8.2	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																							
2	県道587号 三川インター線	3.5	約1.7	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																							
3	県道17号 主要地方 道 新潟村松三川線	3.75	約1.9	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																							
4	工事用道路 A	4.0	約0.5	砂利	無償	令和7年4月1日	受注者	仮設																																																																																																																																																																							
5	工事用道路 B (坂路)	5.5	約0.08	土砂	無償	令和7年4月1日	受注者	仮設																																																																																																																																																																							
6	工事用道路 C (町道)	3.0	約0.6	土砂	無償	令和7年4月1日	受注者	仮設																																																																																																																																																																							
7	磐越自動車道	3.5	212.7	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																							

正誤表(4)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正																																																																																																																										
特記仕様書	<p>1 1 - 2 既設道路の改良 受注者は、設計図書及び監督員の指示に従い、下表の既設道路の改良を行うものとする。また、撤去が完了後、監督員に通知し、復旧状況等の確認を受けなければならない。 これらの改良及び撤去に要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>主な改良内容</th> <th>借地</th> <th>復旧方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>工事用道路 Aの拡幅、舗装敷設</td> <td>有償 (NEXCOにて令和7年3月までに借地完了予定)</td> <td>撤去</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>工事用道路 Bの設置</td> <td>無償</td> <td>出水期前に毎年撤去</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>工事用道路 Cの砂利設置</td> <td>無償</td> <td>残置</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 2. 残存物件に関する事項 1 2 - 1 発生する残存物件と引渡し方法 本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及び引渡し場所は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては、残存物件引渡書（様式-5）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>寸法等</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査路</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約21,000</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>排水管（硬質塩化ビニル管）</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約270</td> <td>m</td> <td>処分</td> </tr> <tr> <td>既設支承</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約9,100</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>ジャッキアップ用補剛材、ジャッキアップ用下部工プラケット</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約117,000</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>既設主桁補強材</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約270</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>既設主桁（マンホール開口箇所、桁端切端箇所）</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約300</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>段差防止用サンドル・ライナープレート（P2橋脚）</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約5,300</td> <td>kg</td> <td>発注者に引渡し ※引渡し場所は磐越自動車道（下り線）新潟PA</td> </tr> <tr> <td>サンドル用ボルト（P2橋脚）</td> <td>設計図書に示す</td> <td>—</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。</p> <p>1 2 - 2 残存物件の売却処分について 監督員の指示により、本特記仕様書1 2 - 1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	番号	主な改良内容	借地	復旧方法	4	工事用道路 Aの拡幅、舗装敷設	有償 (NEXCOにて令和7年3月までに借地完了予定)	撤去	5	工事用道路 Bの設置	無償	出水期前に毎年撤去	6	工事用道路 Cの砂利設置	無償	残置	品名	寸法等	数量	単位	処理方法	検査路	設計図書に示す	約21,000	kg	売却処分	排水管（硬質塩化ビニル管）	設計図書に示す	約270	m	処分	既設支承	設計図書に示す	約9,100	kg	売却処分	ジャッキアップ用補剛材、ジャッキアップ用下部工プラケット	設計図書に示す	約117,000	kg	売却処分	既設主桁補強材	設計図書に示す	約270	kg	売却処分	既設主桁（マンホール開口箇所、桁端切端箇所）	設計図書に示す	約300	kg	売却処分	段差防止用サンドル・ライナープレート（P2橋脚）	設計図書に示す	約5,300	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所は磐越自動車道（下り線）新潟PA	サンドル用ボルト（P2橋脚）	設計図書に示す	—	kg	売却処分	<p>1 1 - 2 既設道路の改良 受注者は、設計図書及び監督員の指示に従い、下表の既設道路の改良を行うものとする。また、撤去が完了後、監督員に通知し、復旧状況等の確認を受けなければならない。 これらの改良及び撤去に要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>主な改良内容</th> <th>借地</th> <th>復旧方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>工事用道路 Aの拡幅、舗装敷設</td> <td>無償 (NEXCOにて令和7年3月までに借地完了予定)</td> <td>撤去</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>工事用道路 Bの設置</td> <td>無償</td> <td>出水期前に毎年撤去</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>工事用道路 Cの砂利設置</td> <td>無償</td> <td>残置</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 2. 残存物件に関する事項 1 2 - 1 発生する残存物件と引渡し方法 本工事で道路資産の撤去により発生する材料又は道路資産を構築するために使用された後に残存する材料（以下「残存物件」という）及び引渡し場所は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡しする場合にあたっては、残存物件引渡書（様式-5）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>寸法等</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査路</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約21,000</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>排水管（硬質塩化ビニル管）</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約270</td> <td>m</td> <td>処分</td> </tr> <tr> <td>既設支承</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約9,100</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>ジャッキアップ用補剛材、ジャッキアップ用下部工プラケット</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約117,000</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>既設主桁補強材</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約270</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>既設主桁（マンホール開口箇所、桁端切端箇所）</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約300</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> <tr> <td>段差防止用サンドル・ライナープレート（P2橋脚）</td> <td>設計図書に示す</td> <td>約5,300</td> <td>kg</td> <td>発注者に引渡し ※引渡し場所は磐越自動車道（下り線）新潟PA</td> </tr> <tr> <td>サンドル用ボルト（P2橋脚）</td> <td>設計図書に示す</td> <td>—</td> <td>kg</td> <td>売却処分</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。</p> <p>1 2 - 2 残存物件の売却処分について 監督員の指示により、本特記仕様書1 2 - 1 「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。監督員がこれを指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	番号	主な改良内容	借地	復旧方法	4	工事用道路 Aの拡幅、舗装敷設	無償 (NEXCOにて令和7年3月までに借地完了予定)	撤去	5	工事用道路 Bの設置	無償	出水期前に毎年撤去	6	工事用道路 Cの砂利設置	無償	残置	品名	寸法等	数量	単位	処理方法	検査路	設計図書に示す	約21,000	kg	売却処分	排水管（硬質塩化ビニル管）	設計図書に示す	約270	m	処分	既設支承	設計図書に示す	約9,100	kg	売却処分	ジャッキアップ用補剛材、ジャッキアップ用下部工プラケット	設計図書に示す	約117,000	kg	売却処分	既設主桁補強材	設計図書に示す	約270	kg	売却処分	既設主桁（マンホール開口箇所、桁端切端箇所）	設計図書に示す	約300	kg	売却処分	段差防止用サンドル・ライナープレート（P2橋脚）	設計図書に示す	約5,300	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所は磐越自動車道（下り線）新潟PA	サンドル用ボルト（P2橋脚）	設計図書に示す	—	kg	売却処分
番号	主な改良内容	借地	復旧方法																																																																																																																									
4	工事用道路 Aの拡幅、舗装敷設	有償 (NEXCOにて令和7年3月までに借地完了予定)	撤去																																																																																																																									
5	工事用道路 Bの設置	無償	出水期前に毎年撤去																																																																																																																									
6	工事用道路 Cの砂利設置	無償	残置																																																																																																																									
品名	寸法等	数量	単位	処理方法																																																																																																																								
検査路	設計図書に示す	約21,000	kg	売却処分																																																																																																																								
排水管（硬質塩化ビニル管）	設計図書に示す	約270	m	処分																																																																																																																								
既設支承	設計図書に示す	約9,100	kg	売却処分																																																																																																																								
ジャッキアップ用補剛材、ジャッキアップ用下部工プラケット	設計図書に示す	約117,000	kg	売却処分																																																																																																																								
既設主桁補強材	設計図書に示す	約270	kg	売却処分																																																																																																																								
既設主桁（マンホール開口箇所、桁端切端箇所）	設計図書に示す	約300	kg	売却処分																																																																																																																								
段差防止用サンドル・ライナープレート（P2橋脚）	設計図書に示す	約5,300	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所は磐越自動車道（下り線）新潟PA																																																																																																																								
サンドル用ボルト（P2橋脚）	設計図書に示す	—	kg	売却処分																																																																																																																								
番号	主な改良内容	借地	復旧方法																																																																																																																									
4	工事用道路 Aの拡幅、舗装敷設	無償 (NEXCOにて令和7年3月までに借地完了予定)	撤去																																																																																																																									
5	工事用道路 Bの設置	無償	出水期前に毎年撤去																																																																																																																									
6	工事用道路 Cの砂利設置	無償	残置																																																																																																																									
品名	寸法等	数量	単位	処理方法																																																																																																																								
検査路	設計図書に示す	約21,000	kg	売却処分																																																																																																																								
排水管（硬質塩化ビニル管）	設計図書に示す	約270	m	処分																																																																																																																								
既設支承	設計図書に示す	約9,100	kg	売却処分																																																																																																																								
ジャッキアップ用補剛材、ジャッキアップ用下部工プラケット	設計図書に示す	約117,000	kg	売却処分																																																																																																																								
既設主桁補強材	設計図書に示す	約270	kg	売却処分																																																																																																																								
既設主桁（マンホール開口箇所、桁端切端箇所）	設計図書に示す	約300	kg	売却処分																																																																																																																								
段差防止用サンドル・ライナープレート（P2橋脚）	設計図書に示す	約5,300	kg	発注者に引渡し ※引渡し場所は磐越自動車道（下り線）新潟PA																																																																																																																								
サンドル用ボルト（P2橋脚）	設計図書に示す	—	kg	売却処分																																																																																																																								

正誤表(5)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正																														
特記仕様書	<p>13-9-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者</p> <p>(1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して近接工事対象となる管路等の設置状況の確認、近接工事の回避や移設等の検討、試掘や管路等の防護、埋設標柱の設置等万全の措置を講じられるよう、作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行なうものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。</p> <p>(3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。</p> <p>13-9-3 光通信ケーブル等の確認等について</p> <p>(1) 光通信ケーブル等については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「マニュアル」に基づき適切に行なうものとする。</p> <p>(2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所有者</th> <th>条件等</th> <th>貸与する資料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタル通信・電源ケーブル</td> <td>NEXCO東日本</td> <td>埋設及び添架</td> <td>管理用図面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光通信ケーブル</td> <td>NEXCO東日本</td> <td>埋設及び添架</td> <td>管理用図面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>13-10 送電線等上空施設損傷事故の防止対策</p> <p>受注者は、一般道に位置する送電線等上空施設損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工に当たっては、「送電線等上空施設損傷事故防止の手引き「Ver. 3」（令和4年9月）」に基づき万全の処置を講じなければならない。また、送電線等上空施設の損傷事故を防止するために施工に先立ち、工事現場における架空線等上空施設の存在の調査を実施し、種類・位置・管理者を確認するとともに、架線下での作業または通過が想定される建設機械等の種別と最大高さを把握するものとする。</p> <p>13-11 飛散防止対策</p> <p>本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。</p> <p>13-12 保安に関する費用</p> <p>本特記仕様書13-9「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」のうち光通信ケーブル等の試掘に要する費用は、監督員と協議するものとし、本特記仕様書13-1、4、5、6、7、8、9、10、11、12に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>ただし、本特記仕様書13-1について重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途監督員と受注者間で協議して定めるものとする。</p> <p>14. 環境保全に関する事項</p> <p>14-1 砂塵等の防止</p> <p>受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。</p>	種別	所有者	条件等	貸与する資料	摘要	メタル通信・電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設及び添架	管理用図面		光通信ケーブル	NEXCO東日本	埋設及び添架	管理用図面		<p>13-9-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者</p> <p>(1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。</p> <p>(2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して近接工事対象となる管路等の設置状況の確認、近接工事の回避や移設等の検討、試掘や管路等の防護、埋設標柱の設置等万全の措置を講じられるよう、作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行なうものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。</p> <p>(3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。</p> <p>13-9-3 光通信ケーブル等の確認等について</p> <p>(1) 光通信ケーブル等については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「マニュアル」に基づき適切に行なうものとする。</p> <p>(2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所有者</th> <th>条件等</th> <th>貸与する資料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタル通信・電源ケーブル</td> <td>NEXCO東日本</td> <td>埋設及び添架</td> <td>管理用図面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光通信ケーブル</td> <td>NEXCO東日本</td> <td>埋設及び添架</td> <td>管理用図面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>13-10 送電線等上空施設損傷事故の防止対策</p> <p>受注者は、一般道に位置する送電線等上空施設損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工に当たっては、「送電線等上空施設損傷事故防止の手引き「Ver. 3」（令和4年9月）」に基づき万全の処置を講じなければならない。また、送電線等上空施設の損傷事故を防止するために施工に先立ち、工事現場における架空線等上空施設の存在の調査を実施し、種類・位置・管理者を確認するとともに、架線下での作業または通過が想定される建設機械等の種別と最大高さを把握するものとする。</p> <p>13-11 飛散防止対策</p> <p>本工事区間には道路が交差しているため、材料等の飛散・落下による交通車両及び一般通行人の事故等を未然に防止する措置を講じなければならない。</p> <p>13-12 保安に関する費用</p> <p>本特記仕様書13-9「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」のうち光通信ケーブル等の試掘に要する費用は、監督員と協議するものとし、本特記仕様書13-1、4、5、6、7、8、9、10、11、12に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>ただし、本特記仕様書13-1について重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合は、実施方針等も含め別途監督員と受注者間で協議して定めるものとする。</p> <p>14. 環境保全に関する事項</p> <p>14-1 砂塵等の防止</p> <p>受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。</p>	種別	所有者	条件等	貸与する資料	摘要	メタル通信・電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設及び添架	管理用図面		光通信ケーブル	NEXCO東日本	埋設及び添架	管理用図面	
種別	所有者	条件等	貸与する資料	摘要																												
メタル通信・電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設及び添架	管理用図面																													
光通信ケーブル	NEXCO東日本	埋設及び添架	管理用図面																													
種別	所有者	条件等	貸与する資料	摘要																												
メタル通信・電源ケーブル	NEXCO東日本	埋設及び添架	管理用図面																													
光通信ケーブル	NEXCO東日本	埋設及び添架	管理用図面																													

正誤表(6)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤				正																																																																																																	
特記仕様書	<p>15-2 建設副産物の活用等 (1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発生場所</th><th>数量</th><th>活用方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td><td>コンクリート (A1, P1, P2) アンカー削孔 (A1~A2) セメント安定処理路盤材 (A1 本線路盤材)</td><td>(有筋) 約 120m³ (無筋) 約 30m³ (セメント安定処理) 約 26m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>コンクリート表面処理 (A1~A2)</td><td>未定</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>アスファルト塊</td><td>本線舗装撤去 (A1) 工事用道路 A</td><td>約 65m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>排水管 (硬質塩化ビニル管) 大型土のう袋 袋型根固め</td><td>約 270m 約 7800 袋</td><td>最終処分場</td></tr> <tr> <td>廃塗膜</td><td>ケレンかす、塗膜くず (A1~A2)</td><td>未定</td><td>最終処分場</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 再資源化 (最終処分) をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>受入条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td><td>株坂詰組</td><td>新潟県阿賀野市 新保 665-2</td><td>休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：不可 小割条件：50cm以下</td></tr> <tr> <td>アスファルト塊</td><td>大林道路株阿賀野 アスファルト混合所</td><td>新潟県阿賀野市 分田字内原村 1093</td><td>休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 小割条件：30cm以下</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック (硬質塩化ビニル管)</td><td>(有) タイセイ</td><td>新潟県阿賀野市保田 2745-23</td><td>休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：応談</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック (大型土のう袋、袋型根固め)</td><td>株安田クリーン産業</td><td>新潟県阿賀野市 草水 586番1外8 筆、572番外3筆</td><td>休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 塩ビ受入不可</td></tr> </tbody> </table> <p>上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 建設汚泥及び廃塗膜の取扱いについては監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊	コンクリート (A1, P1, P2) アンカー削孔 (A1~A2) セメント安定処理路盤材 (A1 本線路盤材)	(有筋) 約 120m ³ (無筋) 約 30m ³ (セメント安定処理) 約 26m ³	再資源化施設	建設汚泥	コンクリート表面処理 (A1~A2)	未定	再資源化施設	アスファルト塊	本線舗装撤去 (A1) 工事用道路 A	約 65m ³	再資源化施設	廃プラスチック	排水管 (硬質塩化ビニル管) 大型土のう袋 袋型根固め	約 270m 約 7800 袋	最終処分場	廃塗膜	ケレンかす、塗膜くず (A1~A2)	未定	最終処分場	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊	株坂詰組	新潟県阿賀野市 新保 665-2	休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：不可 小割条件：50cm以下	アスファルト塊	大林道路株阿賀野 アスファルト混合所	新潟県阿賀野市 分田字内原村 1093	休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 小割条件：30cm以下	廃プラスチック (硬質塩化ビニル管)	(有) タイセイ	新潟県阿賀野市保田 2745-23	休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：応談	廃プラスチック (大型土のう袋、袋型根固め)	株安田クリーン産業	新潟県阿賀野市 草水 586番1外8 筆、572番外3筆	休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 塩ビ受入不可	<p>15-2 建設副産物の活用等 (1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th><th>発生場所</th><th>数量</th><th>活用方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td><td>コンクリート (A1, P1, P2) アンカー削孔 (A1~A2) セメント安定処理路盤材 (A1 本線路盤材)</td><td>(有筋) 約 120m³ (無筋) 約 30m³ (セメント安定処理) 約 26m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>コンクリート表面処理 (A1~A2)</td><td>未定</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>アスファルト塊</td><td>本線舗装撤去 (A1) 工事用道路 A</td><td>約 65m³</td><td>再資源化施設</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>排水管 (硬質塩化ビニル管) 大型土のう袋 袋型根固め</td><td>約 270m 約 7800 袋</td><td>最終処分場</td></tr> <tr> <td>廃塗膜</td><td>ケレンかす、塗膜くず (A1~A2)</td><td>未定</td><td>最終処分場</td></tr> <tr> <td>建設発生土</td><td>工事用道路整備工 A</td><td>約 4800m³</td><td>処分</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 再資源化 (最終処分) をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>受入条件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td><td>株坂詰組</td><td>新潟県阿賀野市 新保 665-2</td><td>休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：不可 小割条件：50cm以下</td></tr> <tr> <td>アスファルト塊</td><td>大林道路株阿賀野 アスファルト混合所</td><td>新潟県阿賀野市 分田字内原村 1093</td><td>休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 小割条件：30cm以下</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック (硬質塩化ビニル管)</td><td>(有) タイセイ</td><td>新潟県阿賀野市保田 2745-23</td><td>休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：応談</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック (大型土のう袋、袋型根固め)</td><td>株安田クリーン産業</td><td>新潟県阿賀野市 草水 586番1外8 筆、572番外3筆</td><td>休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 塩ビ受入不可</td></tr> <tr> <td>建設発生土</td><td>株ソイルテック</td><td>阿賀野市分田字老杯巻 2868-1</td><td>時間外受入：可</td></tr> </tbody> </table>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊	コンクリート (A1, P1, P2) アンカー削孔 (A1~A2) セメント安定処理路盤材 (A1 本線路盤材)	(有筋) 約 120m ³ (無筋) 約 30m ³ (セメント安定処理) 約 26m ³	再資源化施設	建設汚泥	コンクリート表面処理 (A1~A2)	未定	再資源化施設	アスファルト塊	本線舗装撤去 (A1) 工事用道路 A	約 65m ³	再資源化施設	廃プラスチック	排水管 (硬質塩化ビニル管) 大型土のう袋 袋型根固め	約 270m 約 7800 袋	最終処分場	廃塗膜	ケレンかす、塗膜くず (A1~A2)	未定	最終処分場	建設発生土	工事用道路整備工 A	約 4800m ³	処分	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊	株坂詰組	新潟県阿賀野市 新保 665-2	休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：不可 小割条件：50cm以下	アスファルト塊	大林道路株阿賀野 アスファルト混合所	新潟県阿賀野市 分田字内原村 1093	休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 小割条件：30cm以下	廃プラスチック (硬質塩化ビニル管)	(有) タイセイ	新潟県阿賀野市保田 2745-23	休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：応談	廃プラスチック (大型土のう袋、袋型根固め)	株安田クリーン産業	新潟県阿賀野市 草水 586番1外8 筆、572番外3筆	休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 塩ビ受入不可	建設発生土	株ソイルテック	阿賀野市分田字老杯巻 2868-1	時間外受入：可				
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																																																																																																			
コンクリート塊	コンクリート (A1, P1, P2) アンカー削孔 (A1~A2) セメント安定処理路盤材 (A1 本線路盤材)	(有筋) 約 120m ³ (無筋) 約 30m ³ (セメント安定処理) 約 26m ³	再資源化施設																																																																																																			
建設汚泥	コンクリート表面処理 (A1~A2)	未定	再資源化施設																																																																																																			
アスファルト塊	本線舗装撤去 (A1) 工事用道路 A	約 65m ³	再資源化施設																																																																																																			
廃プラスチック	排水管 (硬質塩化ビニル管) 大型土のう袋 袋型根固め	約 270m 約 7800 袋	最終処分場																																																																																																			
廃塗膜	ケレンかす、塗膜くず (A1~A2)	未定	最終処分場																																																																																																			
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																																																																																																			
コンクリート塊	株坂詰組	新潟県阿賀野市 新保 665-2	休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：不可 小割条件：50cm以下																																																																																																			
アスファルト塊	大林道路株阿賀野 アスファルト混合所	新潟県阿賀野市 分田字内原村 1093	休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 小割条件：30cm以下																																																																																																			
廃プラスチック (硬質塩化ビニル管)	(有) タイセイ	新潟県阿賀野市保田 2745-23	休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：応談																																																																																																			
廃プラスチック (大型土のう袋、袋型根固め)	株安田クリーン産業	新潟県阿賀野市 草水 586番1外8 筆、572番外3筆	休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 塩ビ受入不可																																																																																																			
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																																																																																																			
コンクリート塊	コンクリート (A1, P1, P2) アンカー削孔 (A1~A2) セメント安定処理路盤材 (A1 本線路盤材)	(有筋) 約 120m ³ (無筋) 約 30m ³ (セメント安定処理) 約 26m ³	再資源化施設																																																																																																			
建設汚泥	コンクリート表面処理 (A1~A2)	未定	再資源化施設																																																																																																			
アスファルト塊	本線舗装撤去 (A1) 工事用道路 A	約 65m ³	再資源化施設																																																																																																			
廃プラスチック	排水管 (硬質塩化ビニル管) 大型土のう袋 袋型根固め	約 270m 約 7800 袋	最終処分場																																																																																																			
廃塗膜	ケレンかす、塗膜くず (A1~A2)	未定	最終処分場																																																																																																			
建設発生土	工事用道路整備工 A	約 4800m ³	処分																																																																																																			
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																																																																																																			
コンクリート塊	株坂詰組	新潟県阿賀野市 新保 665-2	休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：不可 小割条件：50cm以下																																																																																																			
アスファルト塊	大林道路株阿賀野 アスファルト混合所	新潟県阿賀野市 分田字内原村 1093	休業日：日曜、祝日、土曜 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 小割条件：30cm以下																																																																																																			
廃プラスチック (硬質塩化ビニル管)	(有) タイセイ	新潟県阿賀野市保田 2745-23	休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：応談																																																																																																			
廃プラスチック (大型土のう袋、袋型根固め)	株安田クリーン産業	新潟県阿賀野市 草水 586番1外8 筆、572番外3筆	休業日：日曜、祝日 受入時間：8:00~17:00 時間外受入：可 (要事前連絡) 塩ビ受入不可																																																																																																			
建設発生土	株ソイルテック	阿賀野市分田字老杯巻 2868-1	時間外受入：可																																																																																																			

正誤表(7)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正
特記仕様書	<p>20-3 点検時における応急対応 点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。</p> <p>20-4 検査の記録 点検要領 第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。</p> <p>20-5 費用 道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。 ただし、点検要領第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2章「各種点検」第1章「初期点検」に記載されている方法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書 19-1 「初期点検の対象構造物」の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すると共に、監督員の指示を受け、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>2.1. 三者協議会に関する事項 2.1-1 三者協議会の開催の予定 本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。 1) 谷花橋の耐震補強設計に関する事項 2) その他監督員が定める事項</p> <p>2.1-2 三者協議会協定書の締結 発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「磐越自動車道 谷花橋支承取替工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結しなければならない。</p> <p>2.1-3 三者協議会の開催の決定等 発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要な都度、三者協議会の開催を決定するものとする。 受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。</p> <p>2.1-4 三者協議会の開催に要する費用 発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。 受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。</p>	<p>検」に基づき行うものとする。なお、点検の実施にあたり、別途監督員から点検要領の補足を指示した場合は、受注者はそれに従うものとする。</p> <p>20-3 点検時における応急対応 点検時において、第三者等に対し支障となる恐れがあるコンクリートの浮き、剥離等の変状を発見した場合は、監督員に報告した後、可能な限り除去等の補修を行うと共に、処置した内容を記録に残すものとする。</p> <p>20-4 検査の記録 点検要領 第4編「記録・報告・措置」第1章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。</p> <p>20-5 費用 道路構造物点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。 ただし、点検要領第1編「総則」第6章「点検の実施」及び第2章「各種点検」第1章「初期点検」に記載されている方法以外の点検が必要となった場合や本特記仕様書 19-1 「初期点検の対象構造物」の対象構造物以外の箇所について点検が必要となった場合は、監督員に速やかに報告すると共に、監督員の指示を受け、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>2.1. 三者協議会に関する事項 2.1-1 三者協議会の開催の予定 本工事においては、発注者が受注者及び本工事における下記工事の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、下記工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。 1) 谷花橋の耐震補強設計に関する事項 2) その他監督員が定める事項</p> <p>2.1-2 三者協議会協定書の締結 発注者が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1に示す「磐越自動車道 谷花橋支承取替工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結しなければならない。</p> <p>2.1-3 三者協議会の開催の決定等 発注者は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要な都度、三者協議会の開催を決定するものとする。 受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。</p> <p>2.1-4 三者協議会の開催に要する費用 発注者は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。</p>

正誤表(8)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正																								
特記仕様書	<p>2.2. 工事変更等検討会の設置 本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。 「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。</p> <p>2.3. 工事細部に関する事項 2.3-1 施工計画書 共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に以下のとおり追加する。なお、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」(7)「施工方法」のうち吊足場の「仮設備計画」については、共通仕様書1-25-3「工事の安全」(6)に基づき使用する材料の製造者に、各材料の使用方法が適正である旨の確認を受けた上で監督員に提出するものとし、解体計画については別途提出するものとする。また、監督員が工事着手前安全検討会を開催する場合は、その指示に従うものとする。さらに、吊足場にコンクリートアンカーを用いる場合は、「構造物施工管理要領（令和5年1月）」6-2「あと施工アンカー」に基づき実施するものとする。 (16) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策 (17) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策</p> <p>2.3-2 構造物掘削 2.3-2-1 種別 共通仕様書2-8-1に規定する構造物掘削の作業内容は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通部</td> <td>1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 2) 掘削箇所における仮置き 3) 構造物掘削部への埋戻し、敷均し、締固め</td> <td>P 3、P 4、P 5、P 6、P 7、P 8</td> </tr> <tr> <td>特殊部 A</td> <td>1) 鋼矢板方式土留めによる縦切りの設置、撤去 2) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 3) 仮置き場への運搬、仮置き 4) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め</td> <td>A 1</td> </tr> <tr> <td>特殊部 B</td> <td>(1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 (2) 河川内ヤードへの運搬 (3) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め</td> <td>P 1、P 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3-2-2 施工 (1) 現地盤高の確認 構造物掘削前に現地盤高さの確認を行い監督員に報告し、その指示を受けるものとする。なお、監督員が工法変更を指示した場合においては、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。 (2) 掘削土の仮置き 構造物掘削 普通部及び特殊部 Aで発生する土砂等は、谷花橋橋梁下に仮置きするものとする。</p>	単価表の項目	作業内容	適用箇所	普通部	1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 2) 掘削箇所における仮置き 3) 構造物掘削部への埋戻し、敷均し、締固め	P 3、P 4、P 5、P 6、P 7、P 8	特殊部 A	1) 鋼矢板方式土留めによる縦切りの設置、撤去 2) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 3) 仮置き場への運搬、仮置き 4) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め	A 1	特殊部 B	(1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 (2) 河川内ヤードへの運搬 (3) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め	P 1、P 2	<p>受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>2.2. 工事変更等検討会の設置 本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。 「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。</p> <p>2.3. 工事細部に関する事項 2.3-1 施工計画書 共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に以下のとおり追加する。なお、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」(7)「施工方法」のうち吊足場の「仮設備計画」については、共通仕様書1-25-3「工事の安全」(6)に基づき使用する材料の製造者に、各材料の使用方法が適正である旨の確認を受けた上で監督員に提出するものとし、解体計画については別途提出するものとする。また、監督員が工事着手前安全検討会を開催する場合は、その指示に従うものとする。さらに、吊足場にコンクリートアンカーを用いる場合は、「構造物施工管理要領（令和5年1月）」6-2「あと施工アンカー」に基づき実施するものとする。 (16) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策 (17) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策</p> <p>2.3-2 構造物掘削 2.3-2-1 種別 共通仕様書2-8-1に規定する構造物掘削の作業内容は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通部</td> <td>1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 2) 掘削箇所における仮置き 3) 構造物掘削部への埋戻し、敷均し、締固め</td> <td>P 3、P 4、P 5、P 6、P 7、P 8</td> </tr> <tr> <td>特殊部 A</td> <td>1) 鋼矢板方式土留めによる縦切りの設置、撤去 2) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 3) 仮置き場への運搬、仮置き 4) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め</td> <td>A 1</td> </tr> <tr> <td>特殊部 B</td> <td>(1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 (2) 河川内ヤードへの運搬 (3) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め</td> <td>P 1、P 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3-2-2 施工 (1) 現地盤高の確認 構造物掘削前に現地盤高さの確認を行い監督員に報告し、その指示を受けるものとする。なお、監督員が工法変更を指示した場合においては、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。 (2) 掘削土の仮置き</p>	単価表の項目	作業内容	適用箇所	普通部	1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 2) 掘削箇所における仮置き 3) 構造物掘削部への埋戻し、敷均し、締固め	P 3、P 4、P 5、P 6、P 7、P 8	特殊部 A	1) 鋼矢板方式土留めによる縦切りの設置、撤去 2) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 3) 仮置き場への運搬、仮置き 4) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め	A 1	特殊部 B	(1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 (2) 河川内ヤードへの運搬 (3) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め	P 1、P 2
単価表の項目	作業内容	適用箇所																								
普通部	1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 2) 掘削箇所における仮置き 3) 構造物掘削部への埋戻し、敷均し、締固め	P 3、P 4、P 5、P 6、P 7、P 8																								
特殊部 A	1) 鋼矢板方式土留めによる縦切りの設置、撤去 2) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 3) 仮置き場への運搬、仮置き 4) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め	A 1																								
特殊部 B	(1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 (2) 河川内ヤードへの運搬 (3) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め	P 1、P 2																								
単価表の項目	作業内容	適用箇所																								
普通部	1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 2) 掘削箇所における仮置き 3) 構造物掘削部への埋戻し、敷均し、締固め	P 3、P 4、P 5、P 6、P 7、P 8																								
特殊部 A	1) 鋼矢板方式土留めによる縦切りの設置、撤去 2) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 3) 仮置き場への運搬、仮置き 4) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め	A 1																								
特殊部 B	(1) 構造物基礎地盤の土砂等の掘削 (2) 河川内ヤードへの運搬 (3) 構造物掘削部への運搬、埋戻し、敷均し、締固め	P 1、P 2																								

正誤表(9)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正																																																																																
特記仕様書	<p>された場合の素地調整に要する費用については、監督員と受注者とで協議するものとする。</p> <p>(5) 廃塗膜の処分については、本特記仕様書15「再生資源及び建設副産物の活用」に基づき処理するものとする。</p> <p>(6) 既設コンクリートと下部工プラケットとの接続面のコンクリート表面処理は、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」III-3-1-1の規定に従って行うものとする。なお、WJの施工の際に発生する汚濁水処理及び費用については、本特記仕様書15-2によるものとする。</p> <p>(7) あと施工アンカーの施工は、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」III-6-2の規定に従って行うものとする。アンカー孔の削孔に当たっては、鉄筋探査等を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないよう十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、鉄筋探査に要する費用は、本特記仕様書24-2「割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるものとする。</p> <p>(8) アンカーワーク及び表面処理で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書15「再生資源及び建設副産物の活用」によるものとする。</p> <p>(9) 高力ボルトの締付検査については、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」II-3-1-1の規定に従わなければならない。</p> <p>23-17-6 数量の検測 落橋防止システムの数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。</p> <p>23-17-7 支払 落橋防止システムの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。落橋防止システムの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書23-17-3に示す作業内容の落橋防止システムの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (8) 落橋防止システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 A</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 B</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 C</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 D</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 E</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 F</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 G</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 H</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 I</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>制震ダンパー A</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>制震ダンパー B</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>制震ダンパー C</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>制震ダンパー D</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>制震ダンパー E</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>上揚力抵抗装置 A</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>上揚力抵抗装置 B</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>上揚力抵抗装置 C</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>上揚力抵抗装置 D</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一 (8) 落橋防止システム		水平力分担構造 A	基	水平力分担構造 B	基	水平力分担構造 C	基	水平力分担構造 D	基	水平力分担構造 E	基	水平力分担構造 F	基	水平力分担構造 G	基	水平力分担構造 H	基	水平力分担構造 I	基	制震ダンパー A	基	制震ダンパー B	基	制震ダンパー C	基	制震ダンパー D	基	制震ダンパー E	基	上揚力抵抗装置 A	基	上揚力抵抗装置 B	基	上揚力抵抗装置 C	基	上揚力抵抗装置 D	基	<p>された場合の素地調整に要する費用については、監督員と受注者とで協議するものとする。</p> <p>(5) 廃塗膜の処分については、本特記仕様書15「再生資源及び建設副産物の活用」に基づき処理するものとする。</p> <p>(6) 既設コンクリートと下部工プラケットとの接続面のコンクリート表面処理は、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」III-3-1-1の規定に従って行うものとする。なお、WJの施工の際に発生する汚濁水処理及び費用については、本特記仕様書15-3によるものとする。</p> <p>(7) あと施工アンカーの施工は、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」III-6-2の規定に従って行うものとする。アンカー孔の削孔に当たっては、鉄筋探査等を行い既設構造物の鉄筋を損傷しないよう十分注意しなければならない。鉄筋探査の結果、あるいはアンカー削孔中において、既設鉄筋が支障になることが判明した場合は、監督員に報告するものとする。なお、鉄筋探査に要する費用は、本特記仕様書24-2「割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるものとする。</p> <p>(8) アンカーワーク及び表面処理で発生するコンクリート塊については、本特記仕様書15「再生資源及び建設副産物の活用」によるものとする。</p> <p>(9) 高力ボルトの締付検査については、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」II-3-1-1の規定に従わなければならない。</p> <p>23-17-6 数量の検測 落橋防止システムの数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。</p> <p>23-17-7 支払 落橋防止システムの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。落橋防止システムの契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う本特記仕様書23-17-3に示す作業内容の落橋防止システムの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (8) 落橋防止システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 A</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 B</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 C</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 D</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 E</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 F</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 G</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 H</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>水平力分担構造 I</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>制震ダンパー A</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>制震ダンパー B</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>制震ダンパー C</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>制震ダンパー D</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>制震ダンパー E</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>上揚力抵抗装置 A</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>上揚力抵抗装置 B</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>上揚力抵抗装置 C</td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>上揚力抵抗装置 D</td> <td>基</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一 (8) 落橋防止システム		水平力分担構造 A	基	水平力分担構造 B	基	水平力分担構造 C	基	水平力分担構造 D	基	水平力分担構造 E	基	水平力分担構造 F	基	水平力分担構造 G	基	水平力分担構造 H	基	水平力分担構造 I	基	制震ダンパー A	基	制震ダンパー B	基	制震ダンパー C	基	制震ダンパー D	基	制震ダンパー E	基	上揚力抵抗装置 A	基	上揚力抵抗装置 B	基	上揚力抵抗装置 C	基	上揚力抵抗装置 D	基
単価表の項目	検測の単位																																																																																	
特一 (8) 落橋防止システム																																																																																		
水平力分担構造 A	基																																																																																	
水平力分担構造 B	基																																																																																	
水平力分担構造 C	基																																																																																	
水平力分担構造 D	基																																																																																	
水平力分担構造 E	基																																																																																	
水平力分担構造 F	基																																																																																	
水平力分担構造 G	基																																																																																	
水平力分担構造 H	基																																																																																	
水平力分担構造 I	基																																																																																	
制震ダンパー A	基																																																																																	
制震ダンパー B	基																																																																																	
制震ダンパー C	基																																																																																	
制震ダンパー D	基																																																																																	
制震ダンパー E	基																																																																																	
上揚力抵抗装置 A	基																																																																																	
上揚力抵抗装置 B	基																																																																																	
上揚力抵抗装置 C	基																																																																																	
上揚力抵抗装置 D	基																																																																																	
単価表の項目	検測の単位																																																																																	
特一 (8) 落橋防止システム																																																																																		
水平力分担構造 A	基																																																																																	
水平力分担構造 B	基																																																																																	
水平力分担構造 C	基																																																																																	
水平力分担構造 D	基																																																																																	
水平力分担構造 E	基																																																																																	
水平力分担構造 F	基																																																																																	
水平力分担構造 G	基																																																																																	
水平力分担構造 H	基																																																																																	
水平力分担構造 I	基																																																																																	
制震ダンパー A	基																																																																																	
制震ダンパー B	基																																																																																	
制震ダンパー C	基																																																																																	
制震ダンパー D	基																																																																																	
制震ダンパー E	基																																																																																	
上揚力抵抗装置 A	基																																																																																	
上揚力抵抗装置 B	基																																																																																	
上揚力抵抗装置 C	基																																																																																	
上揚力抵抗装置 D	基																																																																																	

正誤表(10)

工事名) 磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正																																										
特記仕様書	<p>2 3 - 1 9 工事用道路整備工</p> <p>2 3 - 1 9 - 1 定義 工事用道路整備工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、谷花橋支承取替工事を行うために必要となる工事用道路を整備するものである。</p> <p>2 3 - 1 9 - 2 作業内容 工事用道路整備工の作業内容は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">作業内容</th><th style="text-align: left;">規格</th><th style="text-align: left;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 加熱アスファルト表層工 ($t = 5.0\text{ m}$)、粒度調整路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$)、切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧</td><td>幅員 = 4. 0 m 延長 = 5 3 5. 3 9 m 退避場所 (1. 5 m)</td><td>河川管理用道路 県道三川インター線から P 3 橋脚</td></tr> <tr> <td>B</td><td>1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧</td><td>幅員 = 5. 5 m 延長 = 8 3. 1 6 m</td><td>坂路 工事用道路 A から P 2 橋脚 (河川内)</td></tr> <tr> <td>C</td><td>1) 再生碎石の敷設</td><td>幅員 = 3. 0 m 延長 = 5 9 7. 0 m</td><td>町道 P 3 橋脚から P 8 橋脚</td></tr> </tbody> </table> <p>2 3 - 1 9 - 3 施工及び材料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事用道路整備工 B の作業期間は、本特記仕様書 6 - 4 「河川内工事における施工時期」に従うものとする。 (2) 工事用道路整備工 A の盛土工の材料は、購入土を使用するものとする。 (3) 工事用道路整備工 B の盛土工の材料は、河川内掘削土を使用するものとする。 (4) 工事用道路整備工 B の設置及び撤去は、設置 2 回、撤去 2 回とする。 (5) 工事用道路の維持修繕に要する費用は、本特記仕様書 2 4 - 2 「割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるものとする。 <p>2 3 - 1 9 - 4 数量の検測</p> <p>工事用道路整備工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。</p> <p>2 3 - 1 9 - 5 支払</p> <p>工事用道路整備工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、共通仕様書 1 8 - 5 敷砂利工及び簡易舗装工に示す作業内容、及び盛土工、のり面整形、表層工、路盤工の敷設及び現況復旧等工事用道路整備工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">検測の単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (10) 工事用道路整備工</td><td></td></tr> <tr> <td>A</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>B</td><td>m²</td></tr> <tr> <td>C</td><td>m²</td></tr> </tbody> </table>	単価表の項目	作業内容	規格	備考	A	1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 加熱アスファルト表層工 ($t = 5.0\text{ m}$)、粒度調整路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$)、切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧	幅員 = 4. 0 m 延長 = 5 3 5. 3 9 m 退避場所 (1. 5 m)	河川管理用道路 県道三川インター線から P 3 橋脚	B	1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧	幅員 = 5. 5 m 延長 = 8 3. 1 6 m	坂路 工事用道路 A から P 2 橋脚 (河川内)	C	1) 再生碎石の敷設	幅員 = 3. 0 m 延長 = 5 9 7. 0 m	町道 P 3 橋脚から P 8 橋脚	単価表の項目	検測の単位	特一 (10) 工事用道路整備工		A	m ²	B	m ²	C	m ²	<p>2 3 - 1 9 工事用道路整備工</p> <p>2 3 - 1 9 - 1 定義 工事用道路整備工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、谷花橋支承取替工事を行うために必要となる工事用道路を整備するものである。</p> <p>2 3 - 1 9 - 2 作業内容 工事用道路整備工の作業内容は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">単価表の項目</th><th style="text-align: left;">作業内容</th><th style="text-align: left;">規格</th><th style="text-align: left;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 加熱アスファルト表層工 ($t = 5.0\text{ m}$)、粒度調整路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$)、切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧</td><td>幅員 = 4. 0 m 延長 = 5 3 5. 3 9 m 退避場所 (1. 5 m)</td><td>河川管理用道路 県道三川インター線から P 3 橋脚</td></tr> <tr> <td>B</td><td>1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧</td><td>幅員 = 5. 5 m 延長 = 8 3. 1 6 m</td><td>坂路 工事用道路 A から P 2 橋脚 (河川内)</td></tr> <tr> <td>C</td><td>1) 再生碎石の敷設</td><td>幅員 = 3. 0 m 延長 = 5 9 7. 0 m</td><td>町道 P 3 橋脚から P 8 橋脚</td></tr> </tbody> </table> <p>2 3 - 1 9 - 3 施工及び材料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事用道路整備工 B の作業期間は、本特記仕様書 6 - 3 「河川内工事における施工時期」に従うものとする。 (2) 工事用道路整備工 A の盛土工の材料は、購入土 (最大寸法 1 5 0 mm 以下、浸水 CBR 5 以上) を使用するものとする。 (3) 工事用道路整備工 A の盛土工の施工は、共通仕様書 2 - 7 - 5 (3)、(4)、(6)、(8) に従わなければならない。盛土材料は一様に敷ならし、盛土全体にわたって均等に締固めるものとする。1 層当たりの施工仕上がり厚は 3 0 cm 以下とする。 (4) 工事用道路整備工 A の盛土材の処分については、本特記仕様書 1 5 「再生資源及び建設副産物の活用」に基づき処理するものとする。 (5) 工事用道路整備工 B の盛土工の材料は、河川内掘削土を使用するものとする。 (6) 工事用道路整備工 B の設置及び撤去は、設置 2 回、撤去 2 回とする。 (7) 工事用道路の維持修繕に要する費用は、本特記仕様書 2 4 - 2 「割掛け対象表の項目に示す工事の内容」によるものとする。 <p>2 3 - 1 9 - 4 数量の検測</p> <p>工事用道路整備工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。</p> <p>2 3 - 1 9 - 5 支払</p> <p>工事用道路整備工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、共通仕様書 1 8 - 5 敷砂利工及び簡易舗装工に示す作業内容、及び盛土工、のり面整形、表層工、路盤工の敷設、現況復旧及び処分等工事用道路整備工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。</p>	単価表の項目	作業内容	規格	備考	A	1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 加熱アスファルト表層工 ($t = 5.0\text{ m}$)、粒度調整路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$)、切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧	幅員 = 4. 0 m 延長 = 5 3 5. 3 9 m 退避場所 (1. 5 m)	河川管理用道路 県道三川インター線から P 3 橋脚	B	1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧	幅員 = 5. 5 m 延長 = 8 3. 1 6 m	坂路 工事用道路 A から P 2 橋脚 (河川内)	C	1) 再生碎石の敷設	幅員 = 3. 0 m 延長 = 5 9 7. 0 m	町道 P 3 橋脚から P 8 橋脚
単価表の項目	作業内容	規格	備考																																									
A	1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 加熱アスファルト表層工 ($t = 5.0\text{ m}$)、粒度調整路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$)、切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧	幅員 = 4. 0 m 延長 = 5 3 5. 3 9 m 退避場所 (1. 5 m)	河川管理用道路 県道三川インター線から P 3 橋脚																																									
B	1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧	幅員 = 5. 5 m 延長 = 8 3. 1 6 m	坂路 工事用道路 A から P 2 橋脚 (河川内)																																									
C	1) 再生碎石の敷設	幅員 = 3. 0 m 延長 = 5 9 7. 0 m	町道 P 3 橋脚から P 8 橋脚																																									
単価表の項目	検測の単位																																											
特一 (10) 工事用道路整備工																																												
A	m ²																																											
B	m ²																																											
C	m ²																																											
単価表の項目	作業内容	規格	備考																																									
A	1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 加熱アスファルト表層工 ($t = 5.0\text{ m}$)、粒度調整路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$)、切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧	幅員 = 4. 0 m 延長 = 5 3 5. 3 9 m 退避場所 (1. 5 m)	河川管理用道路 県道三川インター線から P 3 橋脚																																									
B	1) 盛土工、のり面整形及び現況復旧 2) 切込碎石路盤工 ($t = 1.0\text{ m}$) の敷設及び現況復旧	幅員 = 5. 5 m 延長 = 8 3. 1 6 m	坂路 工事用道路 A から P 2 橋脚 (河川内)																																									
C	1) 再生碎石の敷設	幅員 = 3. 0 m 延長 = 5 9 7. 0 m	町道 P 3 橋脚から P 8 橋脚																																									

正誤表(11)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正																																																								
特記仕様書	<p>23-20 既設主桁マンホール設置工</p> <p>23-20-1 定義 既設主桁マンホール設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設主桁にマンホールを設置するものである。</p> <p>23-20-2 作業内容 既設主桁マンホール設置工の作業内容は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>1) 既設主桁の開口及び孔明 2) 既設主桁の開口部補強 3) 既設主桁の素地調整、高力ボルト本締め、塗替塗装</td> <td>A 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>23-20-3 施工 (1) 既設主桁の開口及び孔明は、既設構造物を損傷しないように十分注意しなければならない。 (2) 既設主桁の塗替塗装は、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」II-3-7の規定に従うものとし、上塗の塗料は次のとおりとする。現地確認の結果、上塗の塗料が変更となる場合は、監督員と協議し、決定するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装対象</th> <th>塗装記号</th> <th>上塗の塗料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設鋼板</td> <td>C-5</td> <td>L N-M 75 (淡彩)</td> <td>2021年L版 塗装用標準色</td> </tr> <tr> <td>既設主桁（内面）</td> <td>D-4</td> <td>L 25-85B (淡彩)</td> <td>2021年L版 塗装用標準色</td> </tr> <tr> <td>既設主桁（外面）</td> <td>g-3</td> <td>L N-M 75 (淡彩)</td> <td>2021年L版 塗装用標準色</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 既設主桁の素地調整及び塗替塗装の範囲は以下のとおりとする。 高力ボルト締め付け部は、設置部材接地面積+周囲5cmとする。また、素地調整の種別は1種ケレン相当とし、素地調整に先立ち成分調査を行うものとする。なお、成分調査に要する費用は、監督員と受注者とで協議するものとする。成分調査の結果、鉛等有害物を含有する塗料が確認された場合の素地調整に要する費用については、監督員と受注者とで協議するものとする。</p> <p>(4) 既設主桁の塗替塗装の検査は、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」II-2-1-4の規定に従わなければならない。</p> <p>(5) 高力ボルトの締付検査については、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」II-3-11の規定に従わなければならない。</p> <p>23-20-4 数量の検測 既設主桁マンホール設置工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。</p> <p>23-20-5 支払 既設主桁マンホール設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設主桁の孔明、開口部補強、素地調整、高力ボルト本締め、塗替塗装等既設主桁マンホール設置工の施工に要する材料、労力、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p>	単価表の項目	作業内容	備考	A	1) 既設主桁の開口及び孔明 2) 既設主桁の開口部補強 3) 既設主桁の素地調整、高力ボルト本締め、塗替塗装	A 1	塗装対象	塗装記号	上塗の塗料	備考	新設鋼板	C-5	L N-M 75 (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色	既設主桁（内面）	D-4	L 25-85B (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色	既設主桁（外面）	g-3	L N-M 75 (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色	<p>単価表の項目</p> <p>特- (10) 工事用道路整備工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td></td> <td>m 2</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td>m 2</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td>m 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>23-20 既設主桁マンホール設置工</p> <p>23-20-1 定義 既設主桁マンホール設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設主桁にマンホールを設置するものである。</p> <p>23-20-2 作業内容 既設主桁マンホール設置工の作業内容は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>作業内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>1) 既設主桁の開口及び孔明 2) 既設主桁の開口部補強 3) 既設主桁の素地調整、高力ボルト本締め、塗替塗装</td> <td>A 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>23-20-3 施工 (1) 既設主桁の開口及び孔明は、既設構造物を損傷しないように十分注意しなければならない。 (2) 既設主桁の塗替塗装は、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」II-3-7の規定に従うものとし、上塗の塗料は次のとおりとする。現地確認の結果、上塗の塗料が変更となる場合は、監督員と協議し、決定するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装対象</th> <th>塗装記号</th> <th>上塗の塗料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設鋼板</td> <td>C-5</td> <td>L N-M 75 (淡彩)</td> <td>2021年L版 塗装用標準色</td> </tr> <tr> <td>既設主桁（内面）</td> <td>D-4</td> <td>L 25-85B (淡彩)</td> <td>2021年L版 塗装用標準色</td> </tr> <tr> <td>既設主桁（外面）</td> <td>g-3</td> <td>L N-M 75 (淡彩)</td> <td>2021年L版 塗装用標準色</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 既設主桁の素地調整及び塗替塗装の範囲は以下のとおりとする。 高力ボルト締め付け部は、設置部材接地面積+周囲5cmとする。また、素地調整の種別は1種ケレン相当とし、素地調整に先立ち成分調査を行うものとする。なお、成分調査に要する費用は、監督員と受注者とで協議するものとする。成分調査の結果、鉛等有害物を含有する塗料が確認された場合の素地調整に要する費用については、監督員と受注者とで協議するものとする。</p> <p>(4) 既設主桁の塗替塗装の検査は、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」III-2-1-4の規定に従わなければならない。</p> <p>(5) 高力ボルトの締付検査については、「構造物施工管理要領（令和5年10月）」II-3-11の規定に従わなければならない。</p> <p>23-20-4 数量の検測 既設主桁マンホール設置工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。</p> <p>23-20-5 支払 既設主桁マンホール設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たり</p>		単価表の項目	検測の単位	A		m 2	B		m 2	C		m 2	単価表の項目	作業内容	備考	A	1) 既設主桁の開口及び孔明 2) 既設主桁の開口部補強 3) 既設主桁の素地調整、高力ボルト本締め、塗替塗装	A 1	塗装対象	塗装記号	上塗の塗料	備考	新設鋼板	C-5	L N-M 75 (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色	既設主桁（内面）	D-4	L 25-85B (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色	既設主桁（外面）	g-3	L N-M 75 (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色
単価表の項目	作業内容	備考																																																								
A	1) 既設主桁の開口及び孔明 2) 既設主桁の開口部補強 3) 既設主桁の素地調整、高力ボルト本締め、塗替塗装	A 1																																																								
塗装対象	塗装記号	上塗の塗料	備考																																																							
新設鋼板	C-5	L N-M 75 (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色																																																							
既設主桁（内面）	D-4	L 25-85B (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色																																																							
既設主桁（外面）	g-3	L N-M 75 (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色																																																							
	単価表の項目	検測の単位																																																								
A		m 2																																																								
B		m 2																																																								
C		m 2																																																								
単価表の項目	作業内容	備考																																																								
A	1) 既設主桁の開口及び孔明 2) 既設主桁の開口部補強 3) 既設主桁の素地調整、高力ボルト本締め、塗替塗装	A 1																																																								
塗装対象	塗装記号	上塗の塗料	備考																																																							
新設鋼板	C-5	L N-M 75 (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色																																																							
既設主桁（内面）	D-4	L 25-85B (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色																																																							
既設主桁（外面）	g-3	L N-M 75 (淡彩)	2021年L版 塗装用標準色																																																							

正誤表(12)

工事名) 磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤	正																									
特記仕様書	<p>単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設舗装盤撤去、下層路盤工、アスファルト混合物、プライムコート、タックコート、本線舗装撤去復旧工の施工に要する材料、労力、取壟し、運搬、処分費、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一（12） 本線舗装撤去復旧工</td> <td style="text-align: center;">m 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2.4. 補足事項</p> <p>2.4-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 谷花橋A1橋台の構造物改良の施工に伴う、既設光通信ケーブル及び既設メタル通信・電源ケーブルの移設及び復旧等を追加する場合がある。 推定移設延長：光通信ケーブル 0. 702 km (172. 833 KP～173. 535 KP) メタル通信・電源ケーブル 0. 570 km (172. 965 KP～173. 535 KP) (2) 橋台、橋脚の塗害調査（A1橋台～A2橋台）等を追加する場合がある。 (3) 快適トイレを追加する場合がある。 (4) 落橋防止システムについては、アンカー削孔に伴い、構造変更をする場合がある。 (5) 本工事の施工に伴い、流木・雑草等の処分を追加する場合がある。 (6) 河川内工事に伴う地元説明会の参加を依頼する場合がある。 (7) 本特記仕様書6-5に基づく交通規制については現在計画中である。そのため、対面通行規制を行う車線シフト（約1 km）のための工事、交通規制（対面通行規制含む）、及び規制に伴う交通保安要員を追加する場合がある。 (8) 本工事の施工に伴う河川協議が未了のため、工期及び工法に変更が生じる場合がある。 <p>2.4-2 割掛対象表の項目に示す工事の内容</p> <p>割掛け対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3 割掛け対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>【共通仮設費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">割掛け対象表の項目名称</th> <th style="text-align: center; width: 70%;">工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工事用機械運搬費</td> <td>工事用仮橋設置に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事用機械分解組立費</td> <td>工事用仮橋設置に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">仮設材等運搬費</td> <td>仮設材等（鋼矢板、H形鋼、横桁、地覆、受板、覆工板）の運搬に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監督員詰所費</td> <td>監督員詰所の營繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3-2 1-5 数量の検測 本線舗装撤去復旧工の数量の検測は、設計数量（m 2）で行うものとする。</p> <p>2.3-2 1-6 支払 本線舗装撤去復旧工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m 2当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、既設舗装盤撤去、下層路盤工、アスファルト混合物、プライムコート、タックコート、本線舗装撤去復旧工の施工に要する材料、労力、取壟し、運搬、処分費、機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一（12） 本線舗装撤去復旧工</td> <td style="text-align: center;">m 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2.4. 補足事項</p> <p>2.4-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>下記に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 谷花橋A1橋台の構造物改良の施工に伴う、既設光通信ケーブル及び既設メタル通信・電源ケーブルの移設及び復旧等を追加する場合がある。 推定移設延長：光通信ケーブル 0. 702 km (172. 833 KP～173. 535 KP) メタル通信・電源ケーブル 0. 570 km (172. 965 KP～173. 535 KP) (2) 橋台、橋脚の塗害調査（A1橋台～A2橋台）等を追加する場合がある。 (3) 快適トイレを追加する場合がある。 (4) 落橋防止システムについては、アンカー削孔に伴い、構造変更をする場合がある。 (5) 本工事の施工に伴い、流木・雑草等の処分を追加する場合がある。 (6) 河川内工事に伴う地元説明会の参加を依頼する場合がある。 (7) 本特記仕様書6-4に基づく交通規制については現在計画中である。そのため、対面通行規制を行う車線シフト（約1 km）のための工事、交通規制（対面通行規制含む）、及び規制に伴う交通保安要員を追加する場合がある。 (8) 本工事の施工に伴う河川協議が未了のため、工期及び工法に変更が生じる場合がある。 (9) 工事用道路整備工の施工に伴う協議が未了のため、工事用道路整備工の工事内容に変更が生じる場合がある。 (10) 工事用道路等の除雪を追加する場合がある。 <p>2.4-2 割掛け対象表の項目に示す工事の内容</p> <p>割掛け対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3 割掛け対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>【共通仮設費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">割掛け対象表の項目名称</th> <th style="text-align: center; width: 70%;">工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工事用機械運搬費</td> <td>工事用仮橋設置に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一（12） 本線舗装撤去復旧工	m 2	A		割掛け対象表の項目名称	工事の内容	工事用機械運搬費	工事用仮橋設置に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費	工事用仮橋設置に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	仮設材等運搬費	仮設材等（鋼矢板、H形鋼、横桁、地覆、受板、覆工板）の運搬に要する費用をいう。	監督員詰所費	監督員詰所の營繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用をいう。	単価表の項目	検測の単位	特一（12） 本線舗装撤去復旧工	m 2	A		割掛け対象表の項目名称	工事の内容	工事用機械運搬費	工事用仮橋設置に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。
単価表の項目	検測の単位																										
特一（12） 本線舗装撤去復旧工	m 2																										
A																											
割掛け対象表の項目名称	工事の内容																										
工事用機械運搬費	工事用仮橋設置に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。																										
工事用機械分解組立費	工事用仮橋設置に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																										
仮設材等運搬費	仮設材等（鋼矢板、H形鋼、横桁、地覆、受板、覆工板）の運搬に要する費用をいう。																										
監督員詰所費	監督員詰所の營繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用をいう。																										
単価表の項目	検測の単位																										
特一（12） 本線舗装撤去復旧工	m 2																										
A																											
割掛け対象表の項目名称	工事の内容																										
工事用機械運搬費	工事用仮橋設置に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。																										

正誤表(13)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象 図面	誤	正
	<p>谷花橋 工事用道路計画図(その1) S=1:2000 工事用道路整備工 A 工事用道路整備工 B 工事用道路整備工 C 平面図</p> <p>谷花橋 工事用道路計画図(その1) S=1:2000 工事用道路整備工 A 工事用道路整備工 B 工事用道路整備工 C 平面図</p>	<p>谷花橋 工事用道路計画図(その1) S=1:2000 工事用道路整備工 A 工事用道路整備工 B 工事用道路整備工 C 平面図</p>
図面	<p>谷花橋 施工計画図(参考図)(その32) S=1:2000 P1橋脚 河川内ヤード工 河川断面図</p> <p>谷花橋 施工計画図(参考図)(その32) S=1:2000 P1橋脚 河川内ヤード工 河川断面図</p>	<p>谷花橋 施工計画図(参考図)(その32) S=1:2000 P1橋脚 河川内ヤード工 河川断面図</p>

正誤表(14)

工事名) 磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

正誤表(15)

工事名) 磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象 割掛け対象表参考内訳書	誤				正			
	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面
		2年に1回補修						
河床掘削埋戻し費	阿賀野川河川内における河床掘削、河川内ヤードへの運搬、埋戻しに要する費用をいう。 掘削土は、袋型根固め及び大型土のうの中詰め材として使用するものとし、出水期前に毎年河川に戻すものとする。	P 2 橋脚施工時 河床掘削・埋戻し 17, 117m ³ P 1 橋脚施工時 河床掘削・埋戻し 14, 658m ³		○	河床掘削埋戻し費 阿賀野川河川内における河床掘削、河川内ヤードへの運搬、埋戻しに要する費用をいう。 掘削土は、袋型根固め及び大型土のうの中詰め材として使用するものとし、出水期前に毎年河川に戻すものとする。	P 2 橋脚施工時 河床掘削・埋戻し 17, 117m ³ P 1 橋脚施工時 河床掘削・埋戻し 31, 775m ³		○
袋型根固め設置撤去費	阿賀野川河川内において使用する袋型根固めの製作、運搬、設置及び撤去に要する費用をいう。 仮橋の橋脚・基礎、河川内ヤードに使用。 中詰め材は阿賀野川河川内の玉石を使用し、出水期前に毎年河川に戻すものとする。	袋型根固め (2t) 2, 186袋 (仮橋橋脚部) 袋型根固め (2t) 2, 571袋 (ヤード整備部) 袋型根固め (3t) 809袋 (ヤード整備部) 吸出し防止材設置、撤去 t = 10mm (河川用) 製作・設置2回、撤去2回		○	袋型根固め設置撤去費 阿賀野川河川内において使用する袋型根固めの製作、運搬、設置及び撤去に要する費用をいう。 仮橋の橋脚・基礎、河川内ヤードに使用。 中詰め材は阿賀野川河川内の玉石を使用し、出水期前に毎年河川に戻すものとする。	袋型根固め (2t) 2, 186袋 (仮橋橋脚部) 袋型根固め (2t) 2, 571袋 (ヤード整備部) 袋型根固め (3t) 809袋 (ヤード整備部) 吸出し防止材設置、撤去 t = 10mm (河川用) 製作・設置2回、撤去2回		○
大型土のう設置撤去費	阿賀野川河川内において使用する大型土のうの製作、運搬、設置及び撤去に要する費用をいう。 中詰め材は阿賀野川河川内の玉石、砂利等を使用し、出水期前に毎年河川に戻すものとする。	耐候性大型土のう (容量: 1m ³) 2, 237袋 吸出し防止材設置、撤去 t = 10mm (河川用) 製作・設置2回、撤去2回		○	大型土のう設置撤去費 阿賀野川河川内において使用する大型土のうの製作、運搬、設置及び撤去に要する費用をいう。 中詰め材は阿賀野川河川内の玉石、砂利等を使用し、出水期前に毎年河川に戻すものとする。	耐候性大型土のう (容量: 1m ³) 2, 237袋 吸出し防止材設置、撤去 t = 10mm (河川用) 製作・設置2回、撤去2回		○
【仮設備工事費】					【仮設備工事費】			
	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面
足場工費	A 1 橋台から P 8 橋脚の施工に必要な足場工に要する費用をいう。なお、吊足場工費（標準型側面）に該当する箇所は除く。	手擡先行足場 -9, 548空m ³ 橋脚補強時 (必要期間: 各橋脚3ヶ月) 10m未満 310空m ³ A 1 橋台 310空m ³ 10m以上~20m未満 4, 721空m ³ P 3 橋脚 (張出有) 796空m ³ P 4 橋脚 (張出有) 700空m ³ P 5 橋脚 (張出有) 1, 056空m ³ P 6 橋脚 (張出有) 1, 113空m ³ P 8 橋脚 (張出有) 1, 056空m ³ 20m以上30m未満 4, 517空m ³ P 1 橋脚 (張出無) 1, 619空m ³ P 2 橋脚 (張出無) 1, 722空m ³		○	足場工費 A 1 橋台から P 8 橋脚の施工に必要な足場工に要する費用をいう。なお、吊足場工費（標準型側面）に該当する箇所は除く。	手擡先行足場 -9, 548空m ³ 橋脚補強時 (必要期間: 各橋脚3ヶ月) 10m未満 310空m ³ A 1 橋台 310空m ³ 10m以上~20m未満 4, 721空m ³ P 3 橋脚 (張出有) 796空m ³ P 4 橋脚 (張出有) 700空m ³ P 5 橋脚 (張出有) 1, 056空m ³ P 6 橋脚 (張出有) 1, 113空m ³ P 8 橋脚 (張出有) 1, 056空m ³ 20m以上30m未満 4, 517空m ³ P 1 橋脚 (張出無) 1, 619空m ³ P 2 橋脚 (張出無) 1, 722空m ³ P 7 橋脚 (張出有) 1, 176空m ³		○

正誤表(16)

工事名)磐越自動車道 谷花橋支承取替工事

対象	誤			正					
	割掛け対象表参考内訳書	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
		コンクリート打継目チッピング費	縁端拡幅のコンクリート打継目のチッピングに要する費用をいう。	1 4 m 2		鉄筋位置探査費	アンカーワーク施工に当たり、非破壊検査により既設構造物の鉄筋の配置を調査し、削孔位置を確定するための資料を作成し、軸体に鉄筋位置がわかるようにマーキングするために要する費用をいう。	1 3 3 8 . 4 m 2	
		鉄筋位置探査費	アンカーワーク施工に当たり、非破壊検査により既設構造物の鉄筋の配置を調査し、削孔位置を確定するための資料を作成し、軸体に鉄筋位置がわかるようにマーキングするために要する費用をいう。	1 3 2 4 . 4 m 2 A 1 橋台：9 6 . 6 m 2 制震ダンパー、支承取替工、構造物改良工 P 1 橋脚：2 7 2 . 2 m 2 支承取替工、上揚力抵抗装置、変位制限装置、中間貫通鋼材 P 2 橋脚：2 7 3 . 0 m 2 支承取替工、上揚力抵抗装置、変位制限装置、中間貫通鋼材 P 3 橋脚：5 4 . 2 m 2 水平力分担構造、制震ダンパー、支承取替工 P 4 橋脚：4 4 . 4 m 2 水平力分担構造、制震ダンパー P 5 橋脚：1 4 2 . 2 m 2 水平力分担構造、中間貫通鋼材 P 6 橋脚：1 4 4 . 2 m 2 水平力分担構造、中間貫通鋼材 P 7 橋脚：1 4 8 . 0 m 2 水平力分担構造、中間貫通鋼材 P 8 橋脚：1 3 5 . 1 m 2 水平力分担構造、中間貫通鋼材 △ 2 橋台：1 4 . 5 m 2 水平力分担構造、制震ダンパー		鉄筋位置探査費	アンカーワーク施工に当たり、非破壊検査により既設構造物の鉄筋の配置を調査し、削孔位置を確定するための資料を作成し、軸体に鉄筋位置がわかるようにマーキングするために要する費用をいう。	1 3 3 8 . 4 m 2 A 1 橋台：9 6 . 6 m 2 制震ダンパー、支承取替工、構造物改良工 P 1 橋脚：2 7 2 . 2 m 2 支承取替工、上揚力抵抗装置、変位制限装置、中間貫通鋼材 P 2 橋脚：2 7 3 . 0 m 2 支承取替工、上揚力抵抗装置、変位制限装置、中間貫通鋼材 P 3 橋脚：6 8 . 2 m 2 水平力分担構造、制震ダンパー、支承取替工、縁端拡幅工 P 4 橋脚：4 4 . 4 m 2 水平力分担構造、制震ダンパー P 5 橋脚：1 4 2 . 2 m 2 水平力分担構造、中間貫通鋼材 P 6 橋脚：1 4 4 . 2 m 2 水平力分担構造、中間貫通鋼材 P 7 橋脚：1 4 8 . 0 m 2 水平力分担構造、中間貫通鋼材 P 8 橋脚：1 3 5 . 1 m 2 水平力分担構造、中間貫通鋼材 △ 2 橋台：1 4 . 5 m 2 水平力分担構造、制震ダンパー	